

大阪市水道局告示第14号

次の金融機関の店舗について、指定取消しの決定をしたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和7年3月19日

大阪市水道局長 谷川友彦

金融機関名	店舗名	所在地	取消年月日	継承店
成協信用組合	香里支店	枚方市香里園町5-24	令和7年 3月21日	門真支店

(水道局総務部経理課)